

教私第1704号

令和3年7月13日

私立幼稚園設置者・園長様

認定こども園設置者・園長様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金に係る  
事業計画書等の提出について（依頼）

標記補助金について、申請を予定する園は下記要領により事業計画書等をご提出ください。

記

## 1. 提出書類

- (1) 事業計画書等の送付状（様式1）
- (2) 補助対象経費内訳書（別紙1）
- (3) 事業年間実施計画（別紙2）
- (4) 実施日や開設時間等が明記された保護者や地域へ事業実施を周知するチラシ等
- (5) カウンセラーの氏名、資格、資格取得年月、資格有効期間が確認できる資料
- (6) 事業実施を周知するホームページを印刷したもの、又は事業案内看板（案内紙の園外掲示を含む）の写真

※（4）（5）（6）については必ずA4サイズにコピーしたものをご提出ください。

## 2. 提出期日等

令和3年9月3日（金）必着でお願いいたします。

郵送によりご提出ください。

### 3. 提出・問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 南

電話番号 06-6210-9273

メールアドレス [shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

### 4. 対象園

- ・私学助成の交付を受ける私立幼稚園
- ・施設型給付の交付を受ける私立幼稚園及び認定こども園のうち、平成 26 年度大阪府私立幼稚園キンダーカウンセラ一事業補助金の交付を受けた園（ただし、地域子育て支援拠点事業や公定価格上の子育て支援活動費の対象とした場合（下記留意事項参照）を除く）。

#### ＜留意事項＞

認定こども園の公定価格基本分単価には、子育て支援活動費が含まれています。本補助との重複はできませんのでご留意ください。

##### （事例A）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下「施行規則」とする）第 2 条に定める子育て支援事業として、キンダーカウンセラ一事業のみを実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価がキンダーカウンセラ一事業に充当されるため、本補助の申請はできません。

##### （事例B）

施行規則第 2 条に定める子育て支援事業として、キンダーカウンセラ一事業以外にも実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価はキンダーカウンセラ一事業以外の事業に充当されるため、本補助の申請ができます。